平成２５年（フ）第５４４号
大阪府岸和田市荒木町２―15―12、商業登記簿上の本店所在地大阪府岸和田市荒木町２丁目15番31号
破産者　株式会社一二三商店
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５９５号
大阪府泉北郡忠岡町高月南２丁目４番１号
破産者　株式会社富岡建設
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５２号
島根県出雲市大塚町722番地１
破産者　有限会社吉野屋
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第１４号
山口県防府市仁井令町10番31号
破産者　東洋機工株式会社
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７１９号
熊本市西区島崎３丁目13番３号
破産者　有限会社トーホ応用技術研究所
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１４３号
北海道名寄市西10条南３丁目２番地44
破産者　有限会社丸上上田商店
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５４号
北海道枝幸郡枝幸町歌登西町120番地69
破産者　株式会社多田組
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９８３号
東京都八王子市鑓水2025番地アゼリアＡ棟102号、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市上柚木839番地１コーポコトブキ101号
破産者　笹野　　博
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７４２号
東京都八王子市散田町４丁目１番12号岸田荘204号
破産者　若菜　重朝
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９８９号
東京都昭島市拝島町３丁目17番12―305号
破産者　高橋　　登
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７６０号
岐阜県各務原市川島緑町２丁目197番地
破産者　朝日産業株式会社
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１５０４号
京都市伏見区竹田向代町川町29番地14
破産者　株式会社片山商店
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８１１号
京都市北区紫野宮西町16番地
破産者　株式会社オフコム
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９６号
京都府与謝郡与謝野町字弓木912番地の３
破産者　有限会社中田鉄工所
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第１７９号
岡山県倉敷市真備町箭田4164番地の16
破産者　有限会社エムエムイーワイ
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第７５２号
熊本市中央区神水１丁目８番８号フォレストビル１－Ｂ
破産者　株式会社愛光
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４０１号
鹿児島市古里町1076番地１
破産者　古里観光株式会社
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

免責許可決定

平成２５年（フ）第１０４号
栃木県下都賀郡岩舟町大字下津原259番地13メゾンエクセルＥ203
破産者　宇賀神健一
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１２０号
栃木県下都賀郡岩舟町大字三谷535番地５
破産者　増山　有理
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第６４９号
千葉県船橋市薬円台２丁目14番１―102号
破産者　藤山　知之
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４１０号
奈良県桜井市粟殿597　ファミール桜井301号、住民票上の住所滋賀県湖南市岩根550番地27
破産者　福山　弘美（旧姓上村）
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４２８号
奈良市西寺林町17番地　コーポ島田401号
破産者　欠端　広治
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１１９号
栃木県下野市小金井1758番地
破産者　山中　正秋
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部